

平成19年度決算に基づく

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の公表

(平成20年9月)

今 別 町

今別町の「健全化判断比率」と「資金不足比率」について

平成19年度決算の数値を基に算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と公営企業の「資金不足比率」を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表します。

1. 財政健全化法の概要

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全化段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分され、また、資金不足比率により、「経営健全化基準」が設けられ、早期健全化団体、財政再生団体や経営健全化団体になった場合には、それぞれのスキーム（枠組み）に従って財政健全化を計ることとなります。

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されます。

2. 早期健全化基準（自主的改善努力による財政健全化）

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告、公表等の規定を設け、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

また、早期健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

3. 財政再生基準（国等の関与による確実な再生）

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

また、この財政再生計画については、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の借入れができません。

4. 経営健全化基準（自主的かつ計画的な経営の健全化）

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を定めなければなりません。

経営健全化は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告、公表等の規定を設け、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

また、経営健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

※早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準（市町村）

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準
① 実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～ 15.00%	20.00%	
② 連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～ 20.00%	30.00%	
③ 実質公債費比率	25.0%	35.0%	
④ 将来負担比率	350%		
⑤ 資金不足比率			20.0%

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な措置（40%→40%→35%）を設ける。

5. 今別町の健全化判断比率と資金不足比率は・・・

1. 健全化判断比率

区 分	今別町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
※ ①実質赤字比率	-	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	5.07%	20.00%	40.00%
③実質公債費比率	19.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	181.5%	350%	

※①は黒字で、赤字比率が算定されないため、「-」表示になっています。

1 実 質 赤 字 比 率・・・※標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合です。

2 連結実質赤字比率・・・標準財政規模に対する、全会計の赤字額から黒字額を引いた額の割合です。

3 実質公債費比率・・・標準財政規模に対す実質的な公債費（一般会計のうち義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費（公営事業等他の会計の公債費に対する繰出金や一部事務組の公債費負担金））相当額の割合で、3ヵ年度平均値です。

4 将 来 負 担 比 率・・・標準財政規模に対する一般会計が将来的に負担すべき実質的な負債に当たる額（将来負担額）から償還に充てることができる基金等を控除した負債の割合です。

※標 準 財 政 規 模・・・地方公共団体の標準的な収入です。

2. 資金不足比率

区 分	会 計 名	今別町の比率	経営健全化基準
①資金不足比率	今別地区簡易水道事業特別会計	33.0%	20.0%

1 資 金 不 足 比 率・・・一般会計の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率です。

上記のとおり、「1. 健全化判断比率」の今別町の指標は早期健全化基準を下回っており健全な状況であります。が、「2. 資金不足比率」が経営健全化基準以上のため経営状態は悪化している状況にあると判断できます。

財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されますので、資金不足比率を「経営健全化基準」未滿にすることが求められます。